

愛媛県高齢者の居住の安定確保に関する制度要綱第5条第2項に掲げる知事が別に定める基準とは、次の表のとおりとする。

項 目	判 断
居室の床面積	<p>①各居住部分の床面積は、壁芯方法で25㎡以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が共同して利用するため十分な面積を有する場合には、18㎡以上とする。</li> <li>・高齢者の居住の安定確保に関する施行規則（平成23年厚生労働省国土交通省第2号。以下「共同省令」という。）第8条に規定する「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が共同して利用するため十分な面積を有する場合」とは、次のことを満たす場合とする。</li> </ul> <p>(1)居間 入居者が共同で利用するための居間は、他の共用設備と区分されたスペースを有し、入居者が快適に過ごせるようテーブルやソファなどを設置したものである。</p> <p>(2)食堂 入居者が共同で利用するための食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保すること。</p> <p>(3)台所 共用の台所は、他の共用設備と区分されたスペースを有し、調理を行うための適当な広さを確保したものであること。</p> <p>(4)高齢者が共同して利用する居間、食堂、台所等の床面積の合計（廊下、便所、浴室、収納設備等は除く）が、入居者（25㎡未満の居室の定員）1人あたり概ね3㎡以上を確保していること。</p> <p>②居室内の台所、便所、収納設備、洗面所及び浴室等を除いた日常の生活に有効な部分の床面積は、壁芯方法で13㎡以上とする。</p>
構造及び設備の基準	<p>①各居住部分が、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備、浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しない。</li> <li>・共同省令第9条に規定する「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備、浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場</li> </ul>

合」とは、次のことを満たす場合とする。

(1) 台所

共用の台所を設置する場合は、居室のある階ごとに居室3戸又はその端数を増すごとにコンロ（2口以上）、シンク及び調理台を備えたものを1以上設置すること。ただし、事業者が食事を提供する場合は、居室のある階ごと居室10戸又はその端数を増すごとに1以上の設置とすること。

なお、各居室に簡易な台所（コンロ及びシンクを備えたもの）を設置した場合には、共用の台所を居室のある階ごとに設置するのではなく、建物全体で上述の数以上の設置とすることができる。

※ 食事を提供する為の厨房に、入居者が利用可能なコンロ及びシンクを設置する場合は、これらを数に含めることができる。

(2) 収納設備

共用の収納設備を設置する場合は、居室のある階ごとに各階の居室数と同数の収納設備を設置すること。

(3) 浴室

(ア) 共用の浴室を設置する場合は、サービス付き高齢者向け住宅の入居定員が10人又はその端数を増すごとに1以上、かつ、居室数が5戸以上の階には、当該階に1以上の個別浴室を備えること。

(イ) いずれかの階に同時に複数人が利用できる共同浴室（浴室の定員と同数の者が同時に快適に入浴することができる適当な広さを有するものに限る。）を設ける場合の個別浴室の数は、(ア)の規定によらず、入居定員数から共同浴室の定員に10を乗じて得た数を控除して得た数が10又はその端数を増すごとに1以上とすること。